

第2回 事前復興まちづくり計画 策定推進に向けたあり方勉強会

＜静岡県説明資料＞ ～静岡県の取組～

令和7年6月5日

静岡県交通基盤部都市局都市計画課

本日の説明内容

1 静岡県地震・津波対策

- ・ 静岡県地震・津波対策アクションプログラムと事前復興まちづくり計画

2 事前復興まちづくり計画に関する静岡県の取組

- (1) 取組状況
- (2) 課題と今後の対応方針

3 第1回勉強会での論点を踏まえた対応（案）

4 震災復興都市計画行動計画

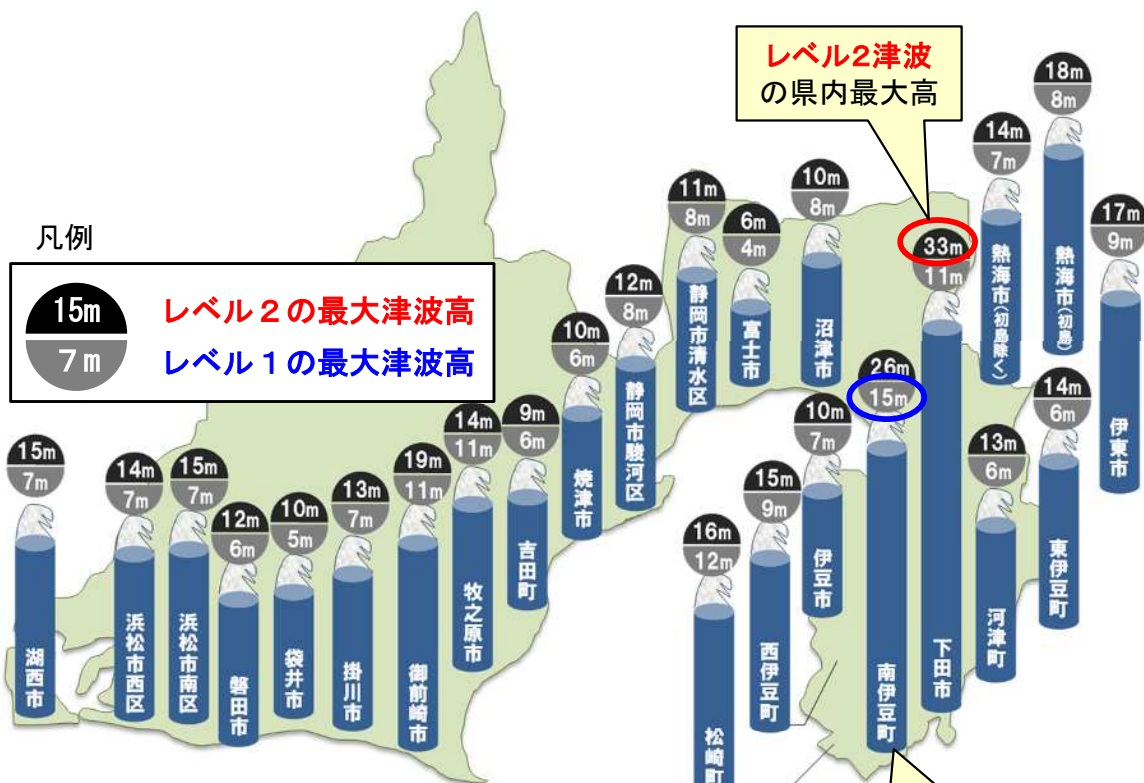
- ・ 取組状況

1 静岡県地震・津波対策

- ・静岡県地震・津波対策アクションプログラムと
事前復興まちづくり計画

静岡県第4次地震被害想定

平成25年6月、「静岡県第4次地震被害想定」を公表した。津波想定は新たな知見に基づき「**レベル1津波**」と「**レベル2津波**」の想定を公表した。



レベル2津波(最大クラスの津波)

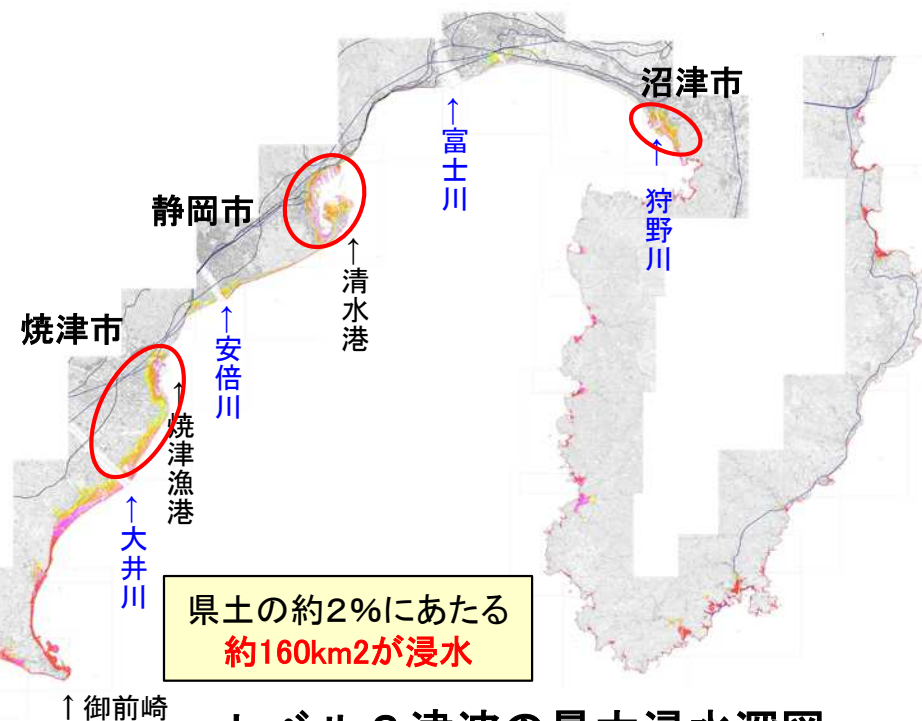
発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波(千年～数千年に1回程度の発生)

※南海トラフ巨大地震、元禄型関東地震 等

レベル1津波

発生頻度は比較的高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波(約100年～150年に1回程度の発生)

※東海地震、東海・東南海・南海地震、大正型関東地震 等



レベル2津波の最大浸水深図

海岸での最大津波高

静岡県第4次地震被害想定

駿河トラフ・南海トラフ沿いのレベル2地震による死者数は約10万5千人、うち津波による死者数は約9万6千人と想定された。

●駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震

	レベル1 津波	レベル2 津波（最大クラスの津波）
津 波	最大で15m 浸水域面積は34.6km² ※津波高：安政型東海地震、5地震総合モデル ※浸水面積：5地震総合モデル < 3次想定：9.9m、37.9km²（想定東海地震） >	最大で33m 浸水域面積は158.0km² ※津波高：南海トラフ巨大地震ケース⑧ ※浸水面積：南海トラフ巨大地震ケース①
死者数	約16,000人（うち津波は約9,000人） ※全国で25,000人 ※東海・東南海・南海地震（冬・深夜、早期避難率低、予知なしの場合） < 3次想定：5,851人（うち津波227人）（想定東海地震） >	約105,000人（うち津波は約96,000人） ※全国で約30万人 ※陸側ケース、冬・深夜、早期避難率低、予知なしの場合

●相模トラフ沿いで発生する地震

	レベル1 津波	レベル2 津波（最大クラスの津波）
津 波	最大で9m、浸水域面積は7.3km² ※津波高：大正型関東地震 ※浸水面積：大正型関東地震 < 3次想定：6.3m、7.3km²（神奈川県西部地震） >	最大で18m、浸水域面積は32.6km² ※津波高：相模トラフ沿いの最大クラスの地震（ケース①） ※浸水面積：相模トラフ沿いの最大クラスの地震（ケース①）
死者数	約3,000人（うち津波は約2,900人） ※大正型関東地震（冬・深夜、早期避難率低、予知なしの場合） < 3次想定：264人（うち津波－）（神奈川県西部地震） >	約6,000人（うち津波は約5,700人） ※元禄型関東地震（冬・深夜、早期避難率低、予知なしの場合）

静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023

・被害想定を踏まえ、令和5～7年度までの**3年間**で想定犠牲者の**9割減災**の達成、その後も9割以上の減災を維持すること、令和14年度までの**10年間**で被災後生活の質的向上により被災者の**健康被害等の最小化**を図ることを目標とした計画。
・県内市町と連携し、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進して目標達成を目指すこととしており、全**151の対策（アクション）**が本計画に位置付けられ、進捗管理を行いながら各種施策を進めている。

《基本理念》

《基本目標》

《施策分野》

計画期間 2032年度までの10年間
全体事業費 約3,100億円

【津波による想定死者数】

トラフ名	第4次地震被害想定		第3次地震被害想定
	レベル1津波	レベル2津波	
駿河・南海	9,000人	96,000人	227人
相模	2,900人	5,700人	—

レベル1：東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデル及び、大正関東地震
レベル2：南海トラフ巨大地震及び、元禄関東地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震

【重点施策】

取組主体	取組内容
自助	・ 早期避難意識 の向上と持続 ・ 家庭内等の飲料水・食料等の備蓄の徹底
共助	・ 要配慮者 の支援体制の確保 ・ 自主防災組織の活性化
公助	・ 避難時・被災後の生活の質の確保 ・ ハード整備 の着実な推進

減災

地震・津波から着実に命を守る

被災後も命と健康を守り、生活再建に繋げる

地域を迅速に復旧し、復興に繋げる

被災後生活の健全化

- 1 建築物等の耐震化を進めます
- 2 命を守るための施設等を整備します。
- 3 災害時の応急対策を強化します
- 4 複合災害・連続災害対策を強化します
- 5 地域の防災力を強化します
- 6 被災後の生活の質を向上します
- 7 被災後の生活に備え、備蓄を徹底します
- 8 災害廃棄物などの処理体制を確保します
- 9 地域の迅速な再建を目指し着実に復旧し、復興に繋がります

新APの減災目標

- 令和7年度までの3年間で想定犠牲者の9割減災を達成し、その後も9割以上の減災を維持する。
- 令和14年度までの10年間で被災後生活の質的向上により、被災者の健康被害等の最小化を図る。

3の基本目標

9の施策分野

151のアクション

事前復興まちづくり計画（AP2023への位置付け）

- ・ 静岡県では、アクションプログラム2013に「震災復興のための都市計画行動計画策定の促進」を施策として位置付け、令和元年度までに、都市計画区域を有する県内市町（全32市町）で計画策定を完了した。
- ・ 次のステップとして、アクションプログラム2023に「復興事前準備の推進」を位置付け、令和14年度までに、事前復興まちづくり計画（事前都市復興計画）を全32市町で策定することを目標指標に設定した。

AP2013（計画期間：H25～R4）

Ⅲ 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる

11 被災者・被災事業者の迅速な再建を目指し着実な復旧、復興を進めます

（2）地域の迅速な復旧、復興の推進

No.	アクション名	目標指標	平成23年度 末 (2011) 実績	令和4年度 末 (2022) 数値目標	達成時期	担当部課
158	震災復興のための都市計画行動計画策定の促進	都市計画区域を有する市町（全32市町）における 震災復興都市計画行動計画の策定率	25% (8市町)	100% (32市町)	令和元年度	交通基盤部 都市計画課

復興事前準備の取組のうち、「体制」と「手順」のステップまで完了

次のステップへ！（事前復興まちづくり計画の策定）

AP2023（計画期間：R5～R14）

Ⅱ 被災後も命と健康を守り、生活再建に繋げる

9 地域の迅速な再建を目指し着実に復旧し、復興に繋がります

（2）地域の迅速な復旧、復興の推進

（※）事前都市復興計画＝事前復興まちづくり計画

No.	アクション名	目標指標	令和4年度 末 (2022) 実績見込み	令和7年度 末 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
136	復興事前準備の推進	都市計画区域を有する市町（全32市町）における 事前都市復興計画の策定率	3.1% (1市)	25% (8市町)	100% (32市町)	交通基盤部 都市計画課

2 事前復興まちづくり計画に 関する静岡県の取組

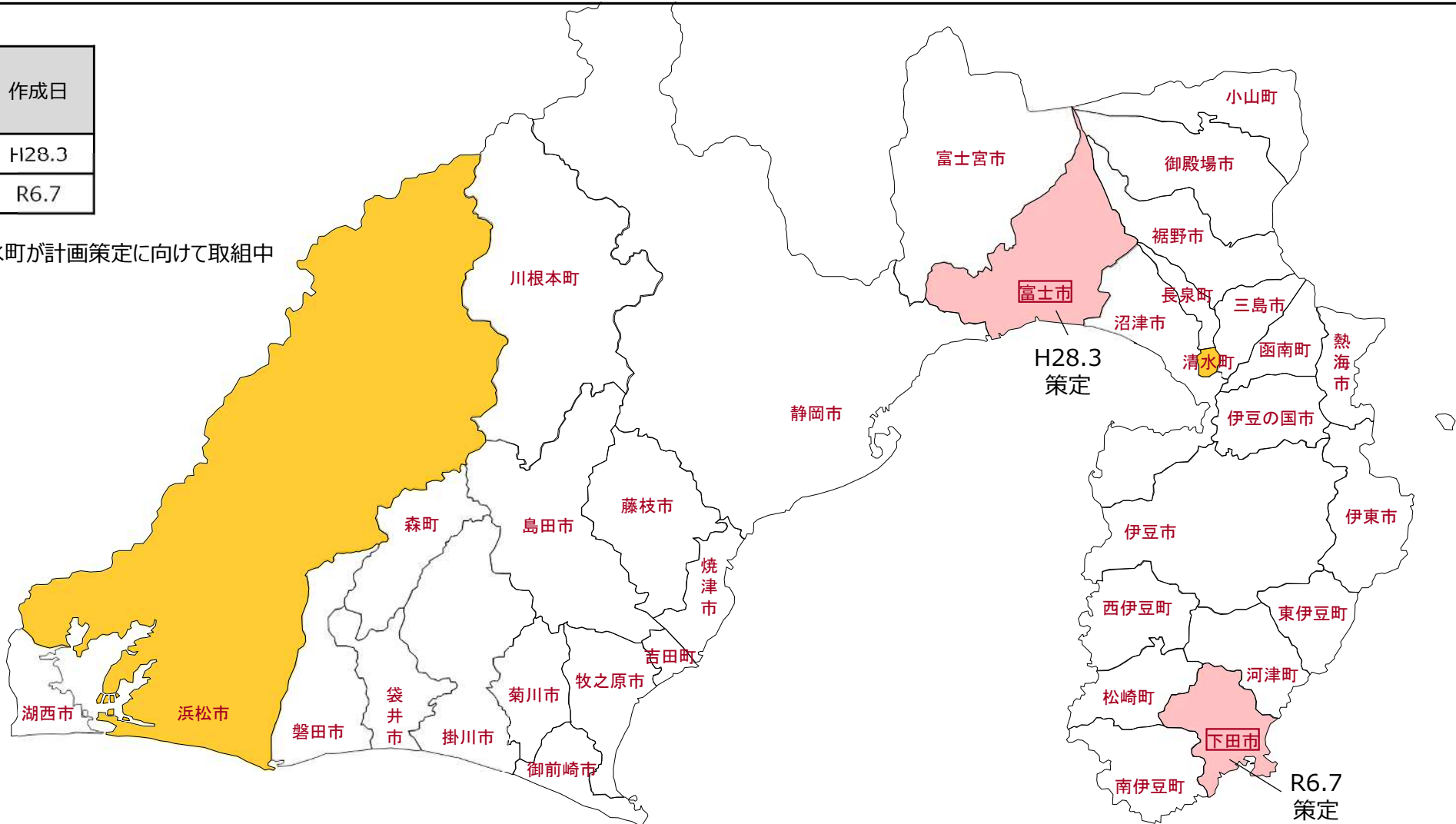
(1) 取組状況

県内の事前復興まちづくり計画の策定状況（令和7年3月末時点）

- 事前復興まちづくり計画とは、発災後、迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めることができるよう、あらかじめ復興の課題を想定し、復興まちづくりの方向性や進め方等を定めた計画であり、阪神・淡路大震災や東日本大震災の反省と教訓を踏まえ、国も強く策定を推進している。
- 県内では、対象となる都市計画区域を有する32市町のうち、平成27年度の富士市に続き、令和6年度に新たに下田市で策定され、2市が策定済となった。

事前都市復興計画策定済市町	作成日
富士市	H28.3
下田市	R6.7

※ 浜松市と清水町が計画策定に向けて取組中



市町への支援

- ・ 静岡県では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等、過去の被災事例の教訓を踏まえて復興事前準備の取組を推進している。
- ・ 市町担当者を対象とした説明会や勉強会等で復興事前準備の取組の重要性を周知するなど、事前復興まちづくり計画の策定を促している。

勉強会の開催状況



写真：静岡県事前復興まちづくりセミナー（R6.2.5開催）

2 事前復興まちづくり計画に 関する静岡県取組

(2) 課題と今後の対応方針

計画策定に向けた課題と対応方針（案）

・ 静岡県内市町に対して実施した、計画策定に向けたアンケート調査結果から課題の抽出、分析を行い、対応方針を整理し、県から必要な支援を行い、計画策定に向けた取組を進める。

計画策定に向けた課題

- ① 事前復興に係る認識不足
- ② 事前復興まちづくり計画に関する理解、知識の不足
- ③ 計画策定に掛かる予算の確保
- ④ 計画策定に必要な予算規模が分からない
- ⑤ 策定や改定が必要な計画が複数あり早期の予算確保が困難
- ⑥ 人員不足（業務量、計画策定に関する必要な知識や情報の不足）
- ⑦ 住民との関わり方について分からない

課題の分析

- ①, ②, ③ 事前復興の必要性の認識の向上、被害の想定ができていない
- ④, ⑦ 計画策定に掛かる費用に関する情報、ノウハウの不足
- ⑤ 必要性に関する理解、認識の向上
- ⑥ 人員不足の解消、国のガイドラインの理解度の向上

課題解決に向けた対応方針（案）

- ①, ②, ③ ガイドラインの内容確認依頼
県主催の説明会や勉強会を通した事前復興の必要性やガイドラインの周知
- ④, ⑦ 被災地の復旧・復興事例や、策定済みの市町からの情報やノウハウ等を横展開
- ⑤ 上記①, ②と同様の対応で必要性を周知
- ⑥ 復旧・復興まちづくりサポーター制度の活用等を含め、計画策定に向けた国、県による人的支援

静岡県
事前復興まちづくり計画策定に関するアンケート調査結果（仮）

静岡県交通基盤部都市計画課

事前復興まちづくり計画策定に関するアンケート調査結果（仮）

「事前復興」は、被災地の復興に必要不可欠な取り組みであり、国・県・市町が連携して取り組む必要があります。本調査は、事前復興の必要性や計画策定に関する課題を把握し、今後の対応方針を決定するためのものです。

調査対象：県内都市計画区域を有する32市町

令和7年1月
都市計画課 施設計画班

「工事中」がみらいをつくる！どほってオモシロイ！
静岡県交通基盤部

1. 調査の目的
事前復興の必要性や計画策定に関する課題を把握し、今後の対応方針を決定するためのものです。

2. 調査対象
県内都市計画区域を有する32市町

3. 調査方法
アンケート調査（郵送）

4. 調査結果
令和7年1月（仮）

※静岡県内市町へのアンケート調査結果より整理（R6. 12月末時点）

3 第1回勉強会での論点を 踏まえた対応(案)

- (1) 論点① 事前復興まちづくり計画として検討すべき内容の整理
- (2) 論点② 事前復興まちづくり計画が対象とする災害の種別や程度について
- (3) 論点③ 体制の話
- (4) 論点④ 都道府県としての役割

①事前復興まちづくり計画として検討すべき内容の整理

論点① 事前復興まちづくり計画として検討すべき内容の整理

【勉強会での主なご意見】

平時の都市計画の延長としての事前復興まちづくり計画と
都市構造や機能配置の見直しを含めた事前復興まちづくり計画があるのではないか。

【勉強会でのご意見をふまえた論点】

計画検討をより行いやすくするため、事前復興まちづくり計画として検討すべき具体的内容・手順を整理し、被害想定をふまえて自治体が計画を検討する過程で、自分たちの自治体が被災した場合、平時の都市計画の延長として対応できる状態か、どうか明らかにするのではないかな？

論点①に関する静岡県の考え

- ・まちづくりの目標は、都市計画区域マスタープラン、都市計画マスタープラン、立地適正化計画に示すまちづくりであると考えられる。
- ・復興まちづくりは、目標であるまちづくりを進める過程における一つの段階であり、事前復興まちづくり計画において、被災状況に応じた復旧・復興方針を検討して取りまとめることで、現在の都市（まち）が抱える課題解決に繋がると考えられる。
- ・このため、論点②のとおり、想定される災害の種別や程度を明確にすることで、検討が進むものと考えられる。

②事前復興まちづくり計画が対象とする災害の種別や程度について

②事前復興まちづくり計画が対象とする災害の種別や程度について

【勉強会での主なご意見】

事前復興まちづくり計画は空間的な被害がある程度イメージできないと検討が難しい。また、災害の程度によっては、検討の士気が下がってしまうため、対象とする災害の種別や程度を検討すべきではないか。

【勉強会でのご意見をふまえた論点】

現在のガイドラインでは、「事前復興まちづくり計画を検討するにあたり想定する災害は、地震、津波、水害等、面的整備等の復興まちづくり事業の検討が必要となる大規模なものとする。」と示している。計画検討をより行いやすくするため、平時の都市計画の延長としての事前復興まちづくり計画で対応可能と想定される災害の種別や程度の観点が示せないか？

論点②に関する静岡県の考え

- ・事前復興まちづくり計画で対象とする災害は、国のガイドラインにある「大規模なもの」を前提に、想定される災害の種別やその程度が明確になれば、検討が進むものと考えられる。
 - ・地震、津波、洪水、高潮等、災害の種別ごとに国及び都道府県から想定される浸水域や浸水深等（災害リスク）が示されている。（その他、火山噴火、大火、内水氾濫、土砂災害・・・これらの複合災害などが考えられる。）
 - ・災害の種別とその程度により、どのような被害が生じるのか、空間的な被害を算定するための基準やその考え方が示されると検討がしやすくなるのではないかとと思われる。
- （例えば、洪水や津波を対象とした場合、流速と水位により建物が倒壊する基準を整理する。あるいは浸水域は全面的に被害を受ける・・・など）

③計画検討の体制について

③計画検討の体制について

【勉強会での主なご意見】

事前復興まちづくり計画は空間計画を検討するための計画であり、都市計画部局が主体となるべきだが、実態としては企画部局や防災部局が主体となっている場合もあり、齟齬が生じているのではないか。

【勉強会でのご意見をふまえた論点】

計画策定についてガイドラインでは、都市計画部局を中心に、防災部局をはじめとした関係部局を幅広く含めた検討体制を構築することが望ましいとしているが、防災部局等を中心に計画策定に取り組む場合もあり、実態が伴っていない現状をふまえ、防災部局等関連部局と連携しつつ、都市計画部局が中心に計画策定を行うべきことを発信する必要があるのではないかな？

また、都市構造等の見直しを含めた事前復興まちづくり計画を策定する場合、産業や教育等の他分野の考え方・方針も重要なため、関係部局とより密接に連携して計画策定することが望ましいのではないかな？

論点③に関する静岡県の考え

- ・事前復興まちづくり計画は空間計画を検討するための計画であるとともに、復興にあたっては土地区画整理事業等、都市計画事業を活用することが想定されるため、都市計画部局が主体となるべきであると考えられる。
- ・計画策定にあたりどのような災害リスクを対象とするか、あるいは再度災害を防止する、ハード対策とソフト対策とを組み合わせ地域住民の方々の生命と財産を守る必要がある、といった観点から、危機管理部局や道路・河川・海岸等のインフラ整備に関わる部局など、必要に応じて関係部局も計画策定に参画あるいは情報共有するなど、地域住民とともに庁内でも共通認識を持った計画にすることが望ましいと思われる。
- ・基礎自治体の規模が小さくなるほど部局が担当する事務が多岐にわたることとなり、当該計画に関する担当が異なる状況が出てきているのではないかな。

（静岡県内：都市計画部局-20市町、防災部局-4市町、未定-8市町）

④都道府県としての役割

④都道府県としての役割

【勉強会での主なご意見】

復興時には、都道府県が広域的な復興ビジョンを示し、市区町村はそれを踏まえて具体的なまちのビジョンや復興方針を検討する。近隣市区町村との連携もふまえると、広域都市圏での議論が必要となるため、都道府県の役割が重要ではないか。

【勉強会でのご意見をふまえた論点】

- ・広域連携の調整役や広域自治体としての役割を示すべきではないか？
- ・技術者が不足する市区町村への技術的補助としての役割を担うべきではないか？

論点④に関する静岡県の考え

- ・本県では、現行の都市計画区域マスタープランに「都市防災に関する都市計画の決定の方針」として、“頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアの開発抑制や立地適正化計画の強化など、災害に強い安全なまちづくりのための総合的な対策に取り組む。また、大規模自然災害が発生した際、都市の課題を踏まえた迅速な復興を果たすため、復興で目指す市街地像の方針を住民合意のもとで予め検討しておく、事前都市復興計画（事前復興まちづくり計画）の策定を促進する。”と基本方針を示している。
- ・これに基づき、市町村が都市計画マスタープラン、立地適正化計画、事前復興まちづくり計画を、市町ごとのまちづくりの状況や実情を踏まえ、地域と合意形成を図りながら策定していくことが重要であると考えます。

4 震災復興都市計画行動計画

- 取組状況

震災復興都市計画行動計画

(再掲)

・ 静岡県では、アクションプログラム2013に「震災復興のための都市計画行動計画策定の促進」を施策として位置付け、令和元年度までに、県内全32市町で計画策定を完了した。

AP2013（計画期間：H25～R4）

- Ⅲ 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる
- 11 被災者・被災事業者の迅速な再建を目指し着実な復旧、復興を進めます
- （2）地域の迅速な復旧、復興の推進

No.	アクション名	目標指標	平成23年度 末 (2011) 実績	令和4年度 末 (2022) 数値目標	達成時期	担当部課
158	震災復興のための都市計画行動計画策定の促進	都市計画区域を有する市町（全32市町）における 震災復興都市計画行動計画の策定率	25% （8市町）	100% （32市町）	令和元年度	交通基盤部 都市計画課

復興事前準備の取組のうち、「体制」と「手順」のステップまで完了



次のステップへ！（事前復興まちづくり計画の策定）

AP2023（計画期間：R5～R14）

- Ⅱ 被災後も命と健康を守り、生活再建に繋げる
- 9 地域の迅速な再建を目指し着実に復旧し、復興に繋がります
- （2）地域の迅速な復旧、復興の推進

No.	アクション名	目標指標	令和4年度 末 (2022) 実績見込み	令和7年度 末 (2025) 数値目標	令和14年度 (2032) 数値目標	担当部課
136	復興事前準備の推進	都市計画区域を有する市町（全32市町）における 事前都市復興計画の策定率	3.1% （1市）	25% （8市町）	100% （32市町）	交通基盤部 都市計画課

震災復興都市計画行動計画

・ 震災復興都市計画行動計画とは、地震・津波等により市街地が広域に被災した際、関係機関が土地区画整理事業等の復興事業に着手するまでに行う都市計画に関する体制、手続きを示した計画。

震災復興都市計画行動計画

平成 9 年 8 月

平成 14 年 3 月改訂

平成 24 年 11 月改訂

平成 25 年 12 月改訂

静岡県交通基盤部都市局

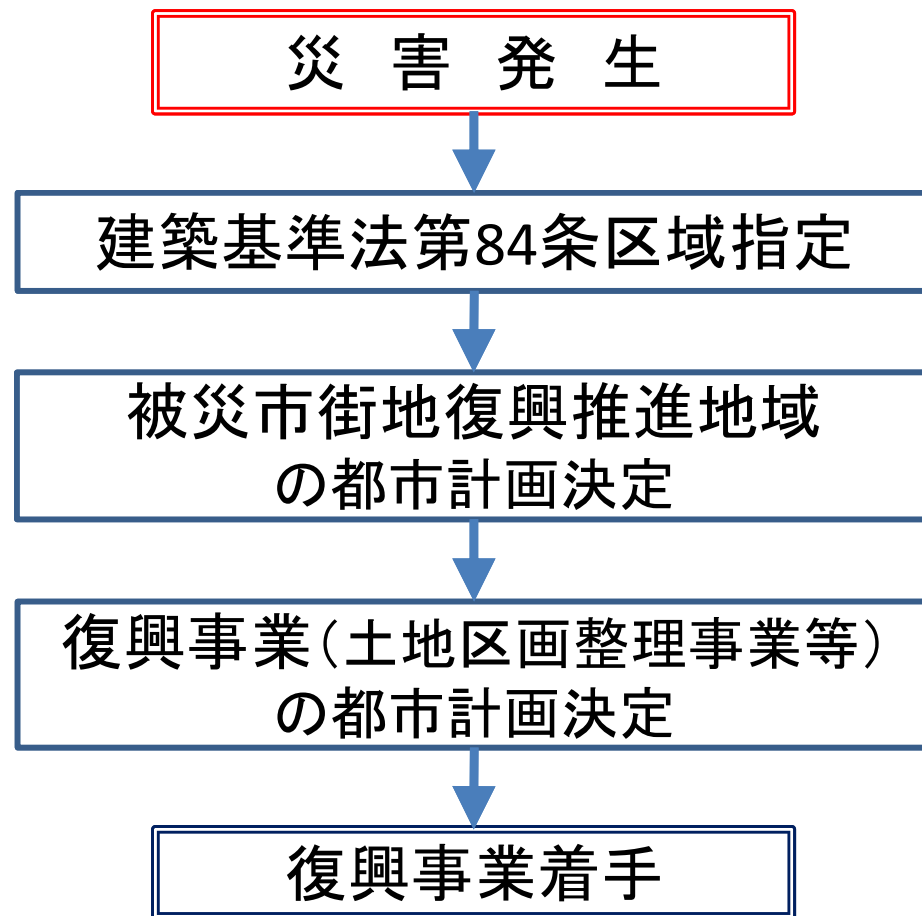
【記載内容】

- ① 発災後の都市部局の行動計画表
- ② 震災時の情報収集伝達網
- ③ 緊急復興地区(緊急に面的整備事業が必要と判断される地区)の建築基準法第84条指定手順
- ④ 被災市街地復興推進地域を都市計画に定める手順
- ⑤ 県及び市町の担当部局
- ⑥ 復興事業に活用可能な事業、制度の概要
- ⑥ 第4次地震被害想定における津波浸水図
- ⑦ 都市計画法、建築基準法に基づく関係手続き図書の例示

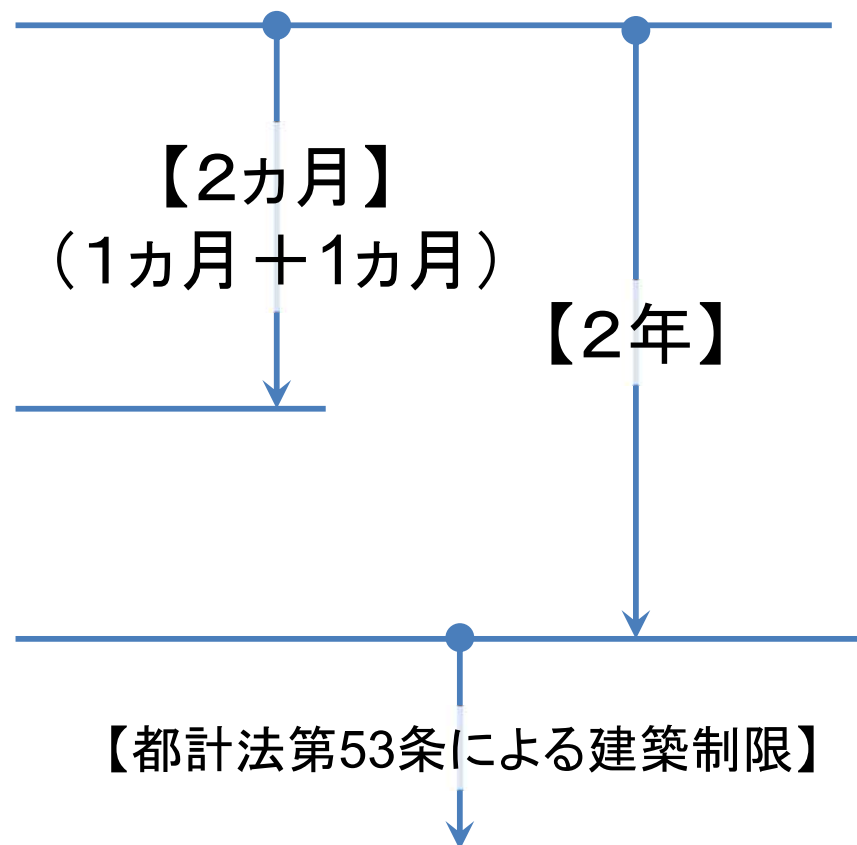
震災復興都市計画行動計画

・ 面的な復興事業に着手するまでの流れや、関係する法律、必要となる手続きや手順等を計画の中に分かりやすく記載。

<復興事業に着手するまでの流れ>



【建築制限期間】



震災復興都市計画行動計画の策定支援

・静岡県では、講習会や研修会など、機会あるごとに復興事前準備の取組の重要性を市町に周知することにより、市町による震災復興都市計画行動計画の策定を促進してきた。

市町による震災復興都市計画行動計画の策定に係る静岡県の支援

1 復興事前準備の取組の重要性の周知

- ・講習会や研修会などで復興事前準備に関する取組の重要性を市町に周知

2 財政支援

- ・「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に計画策定を目標指標として設定
- ・目標達成に向け、市町の計画策定に関する取組に対する財政支援（地震・津波対策等減災交付金）

3 県の計画を周知・提供

- ・市町が計画策定を進める際に参考となるよう、県で策定した震災復興都市計画行動計画を各市町に説明及び提供

◆事前復興まちづくり計画と震災復興都市計画行動計画の策定に係る支援の違い

- ・事前復興まちづくり計画の策定に向けた支援について、上記の「1 復興事前準備の取組の重要性の周知」及び「2 財政支援」については行動計画と同様であり、「3 県の計画を周知・提供」については行動計画のみ、県でも計画を策定し、市町の参考となるよう提供している。
- ・事前復興まちづくり計画は、各市町で同様の内容であることは無く、各市町のまちづくりの状況や想定される被害を踏まえつつ、市町の復興方針と整合し、地域ごとの課題に対応した復旧・復興の方針が示される必要がある。
- ・このため、復旧・復興の方針を示すこととなる市町に対し、都道府県は国と連携し、市町に被災リスクに係る情報提供、計画策定に向けた助言、勉強会の開催や財政支援を行うことが重要であると思われる。